

決算・確定申告相談会

平成30年1月23日（火）から3月15日（木）【土日祝日除く】

9時・10時・11時・1時・2時・3時・4時・5時

【↓必ずお読みください↓】

- ・ **おひとり50分、1回のみ**の相談とさせていただきます。
- ・ 指定日（2月18日・25日・3月4日・11日）は休日相談をいたしますので予約できます。
- ・ 3月13・14・15日は来会受付順のご相談となります。大混雑が予想されますので、1日に応対できる人数を超えた場合は、申し訳ありませんが受付できません。
- ・ 3月15日（木）最終日は正午で受付終了になります。最終日は書類の收受は行いません。ご自身で税務署へご提出ください。
- ・ 消費税の申告相談会は3月19日以降となります
- ・ 従業員がいる方の**年末調整は1月22日までにお越しください。**期限が過ぎた方については、当会ではお受けできません。

予約のしかた

平成30年1月11日（木）午前10時より電話予約開始です。

(公社)江東西青色申告会 03-3649-4178

あなたのご希望日時を事前に電話予約をすれば、待たずに相談が受けられます。

step1 **ご希望の日時をご指定下さい。（人数に応じて枠数をご予約下さい）**

ご希望に添えない場合もあります。担当者の指名はお受けできません。予めご了承ください。

step2 **事業主様のフルネームと電話番号をお願いします。**

屋号ではなく、ご登録頂いている事業主の方のお名前をお願いします。

step3 **特別な申告はありますか？**

土地や株の売買、新たに住宅ローン等でマイホームを取得した方は事前確認資料があります。申告会までお問い合わせください。

step4 **会計ソフトをご利用ですか？**

ご利用の場合は、お使いのソフト名を教えてください。やよい・ブルーリターンA・JDL・ツカエル会計をご利用の方はバックアップファイルをお持ちください。それ以外の方は、決算書を印刷してお持ちください。オンラインソフトをご利用の方は、当会には貸出用のWi-Fi等はありませんのでご自身でご用意ください。

step5 **〇月〇日〇曜日の〇時に予約受付いたしました。**

復唱しますのでご確認をお願い致します。

事前準備チェックリストをよくご覧頂き、必要書類等をお持ち下さい。

必要書類等 事前準備チェックリスト

決算書 確定申告書 控え	過去2年分(昨年当会をご利用の方は不要です)	
税務署から送られた書類等 (未着の場合不要) 税務署より1月中旬ごろ発送予定	昨年申告会をご利用の方→ 確定申告のお知らせハガキ・お知らせ通知書 ご利用がない・新規開業の方→確定申告書類 一式	
本年度の帳簿・集計表等、複式簿記の方は元帳・試算表・記帳データ等	売上・経費のわかるもの 本年中に10万円以上の資産の購入、下取りがあった方は明細書等 固定資産税、光熱費等の按分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用した源泉徴収簿	
マイナンバー(個人番号)関係書類	電子申告をご利用の方(代理送信含む)→申告者本人と扶養家族の個人番号紙で提出の方→申告者本人と扶養家族の個人番号。個人カード又は通知カードと運転免許証などの身元確認書類の添付	
<p>【消費税について】3月19日以降の予約となります</p> <p>簡易課税を選択している方は、事業区分ごとに売上が集計できていますか。 本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)ごとに集計ができていますか。</p> <p>【会計ソフト利用者の方へ】</p> <p>会計ソフト(やよい・BRA・JDL・ツカエル)をご利用の方は、データをUSBメモリにバックアップし、データが入っているか確認してからお持ち下さい。必ずソフトの中からバックアップを取るようしてください。 上記以外の会計ソフトをご利用の方・Macの方は、決算書をプリントしてお持ち下さい。</p> <p>なお、会計ソフトでの初期設定・入力等の記帳指導期間は終了しております。30年分の会計ソフトでの初期設定等の相談は4月以降となりますので予めご了承下さい。</p>		
源泉徴収票	国民年金や厚生年金などの収入がある方は、公的年金等の源泉徴収票(1月下旬ごろ)俸給や給与、賃金、賞などの収入がある方は、給与所得の源泉徴収票 等	
支払調書	支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、支払調書	
生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方	保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です。 (支払金額・既払保険料(掛金)・源泉徴収税額等が記載)	
所得控除関係書類	医療費控除	「医療費控除の明細書」書式が変更になりました。1月号会報に同梱しています。 領収書は添付不要となりました(5年間保存)。本人・生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費を明細書に記載。高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金金額がある場合は支払の対象となった医療費から差し引く。
	社会保険料控除	* 国民健康保険・後期高齢者医療保険を支払っている方は、1月から12月中に実際に支払った合計額 保険料等年間支払金額の確認は事前に問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。 * 国民年金・国民年金基金を支払っている方は、控除証明書。 11月頃日本年金機構から送付されています。 * 介護保険料を支払っている方は、1月から12月中に支払った合計額 * 年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除証明書(11月下旬頃送付)
	生命保険料控除	生命保険(一般・個人年金・介護用)控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	寄付金控除	「寄付金(税額)控除のための領収証」適用下限額が2,000円。
	配偶者・配偶者特別控除	本年中の収入がわかるもの(源泉徴収票等)
	扶養控除	控除対象者のお名前・生年月日、別居している方は住所。
税額控除	住宅借入金等特別控除	前年より引き続き控除を受ける方は、借入先の金融機関が発行する 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 が必要です。本年新規に取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類が必要となります。事前にお問い合わせ下さい。
ご自身の電子証明書でe-Tax送信する方	・新規にe-Taxを利用される方は事前に利用開始手続き、マイナンバーカード又は電子証明書を組み込んだ住民基本台帳カードが必要です。事前にお問い合わせ下さい。	
印鑑	認印で結構です。	